



空き家バンク登録物件は  
家財処分費用の1 / 3が助成されます！



**最大5万円**

※必ず条件をご確認ください。

### ◎対象者

- ①笠岡市空き家バンクに登録している空き家等の登記上の所有者
  - ②助成金を受けた日から3年以上、笠岡市空き家バンクへの登録を継続する者
  - ③笠岡市一般廃棄物収集運搬許可業者に家財等の処分及び搬出を依頼する者
  - ④市税等に滞納のない者
- ※①～④全てに該当する人が対象となります。

### ◎助成金額

対象経費の3分の1に相当する額（最大5万円）

笠岡市役所 都市計画係  
空き家対策係  
電話番号：0865-69-2377  
mail: toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp



# 助成金交付までの流れ

①空き家バンク物件登録  
登録可能か調査します



②家財処分見積もり  
市内の業者に依頼してください



③助成金交付申請  
見積もりをした段階での申請

※決定通知書交付  
必ず交付決定通知書交付後家財を処分してください

④助成金実績報告  
家財処分後に申請



※確定通知書交付

助成金の支払い



＜交付申請に必要な書類＞※見積もり後の申請

- ①処分費等が確認できる書類（見積書等）
- ②処分対象となる家財等の状況写真
- ③申請者及び同一世帯の者が市外在住者又は市外からの転入者の場合は、その住所地での市税等の完納証明書

＜実績報告に必要な書類＞※家財処分後の申請

- ①処分費の領収書
- ②処分後の状況写真